

議案第90号

佐野市都市計画法第33条第3項に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の制定について

佐野市都市計画法第33条第3項に規定する開発行為の許可の基準に関する条例を次のように定めます。

令和2年6月5日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市都市計画法第33条第3項に規定する開発行為の許可の基準に関する条例

都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第3項（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき定める都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置を要する開発区域の面積の最低限度は、1ヘクタールとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

都市計画法施行令に定める開発行為の許可の基準を緩和するため本条例を制定したいので提案するものです。